

## 高速自動車国道法の一部を改正する等の法律案(仮称)

高速自動車国道の整備に関し、その過程の透明性の向上を図るため、高速自動車国道の整備計画の策定等に当たっては、社会資本整備審議会の議を経なければならないこととするとともに、国は、高速自動車国道の整備に関する事業評価の結果の公表を行うこととする等所要の措置を講ずるほか、国土開発幹線自動車道建設法を廃止する。

### 現行制度の課題

#### 高速自動車国道の整備に関する過程の透明性が不十分

##### 国幹会議

- ・国会議員と学識経験者が混在し、各々の見地からの専門的な議論を集中して行えない
- ・一部の議員しか参加できず、国会における多様な意見を反映できない

##### 国会審議

- ・事業評価の結果が予算成立後に公表されるため、予算審議に間に合わない
- ・国幹会議の審議があることで国会審議が制約される場合がある

### 新たな仕組みの構築

国会、学識経験者が、それぞれの観点から、高速自動車国道の整備の内容について厳正にチェックし得る仕組みに移行

##### 第三者機関によるチェック

###### ○社会資本整備審議会への付議 【法律】

- ・予定路線の決定、路線の指定、整備計画の策定等に当たり、必ず付議
- ・専門的・技術的見地から、計画の妥当性等を審議

##### 国会によるチェック等

###### ○政府に事業評価結果の開示等の 責務【法律】

- ・事業評価の結果の開示等、過程の透明性を確保するための措置を実施

※予算審議に向けて評価結果を開示することで、国会の厳格なチェックを可能化

※これらの措置に伴い、国幹会議及び同会議の設置根拠である国幹道法は廃止【法律】

高速自動車国道の整備に関する  
過程の透明性の向上